

第2期香川県国民健康保険運営方針案について

- 第2期香川県国民健康保険運営方針案については、委員の皆様にご審議、ご承認をいただいた後、県議会の審議、議決を経て、運営方針として公表する予定としております。委員の皆様には、別紙回答書に運営方針案のとおり策定することについての諾否を御記入のうえ、御返送いただきますようお願いいたします。
- 運営方針案は、前回の運営協議会で委員からいただいた御意見のほか、市町意見照会やパブリック・コメント（意見公募）を行い、運営方針（素案）から次のとおり修正を行いました。（資料2、3の修正箇所を赤字で表示しておりますので、ご確認ください。）
- ① 前回の運営協議会で、「納付金算定における医療費指数反映係数(α)」と「納付金算定における所得係数(β)」について、わかりやすい説明とするよう御意見いただきましたので、記載内容を次のとおり修正しました。

修正した項目	ページ
修正した内容	
3 市町の保険料の標準的な算定方法に関する事項 (3) 納付金及び標準的な保険料率の算定方式 ① 納付金算定における医療費指数反映係数(α)	資料3 10 ページ
<p>・平成30年度から令和5年度までの状況を加えるとともに、わかりやすい表現に修正しました。</p> <p>【修正前】</p> <p>市町相互の支え合いにより医療費の増加リスクを軽減するため、医療費指数反映係数(α)は、納付金に反映させないこととする($\alpha = 0$)。</p> <p>$\alpha = 0$に伴い納付金が増加する市町に対して、納付金が減少する市町との相互扶助により令和10年度まで激変緩和を講じる。</p> <p>【修正後】</p> <p>平成30年度から令和5年度の納付金算定では、市町ごとの年齢調整後の医療費水準を市町ごとの納付金の配分に全て反映することとしていた($\alpha = 1$)。</p> <p>令和6年度以降は、急激な医療費の増加による納付金の変動リスクを軽減するため、医療費指数反映係数(α)は、納付金の配分に反映させないこととする($\alpha = 0$)。</p> <p>なお、令和10年度までは、$\alpha = 0$に伴い納付金が増加する市町と納付金が減少する市町との間で相互扶助することにより激変緩和を講じる。</p>	

<p>3 市町の保険料の標準的な算定方法に関する事項 (3) 納付金及び標準的な保険料率の算定方式 ② 納付金算定における所得係数(β)</p>	<p>資料3 10 ページ</p>
<p>・平成30年度から令和5年度までの状況を加えるとともに、わかりやすい表現に修正しました。</p> <p>【修正前】</p> <p>所得係数(β)は、<u>所得(応能)シェアと人数(応益)シェアのうち、所得シェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数である。医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分について、それぞれ全国平均を1とした場合の県の所得水準に応じて定めること(β=対全国平均)</u>が原則とされている。</p> <p>保険料水準の統一までの間は、低所得世帯の負担を軽減する観点から、経過措置として県独自の所得係数($\beta'=1$)とする。</p> <p>【修正後】</p> <p>所得係数(β)は、<u>納付金総額のうち所得のシェアで配分する割合であり、医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分のそれぞれについて、全国平均を1とした場合の県の所得水準に応じて算出した割合を所得係数(β)と定めることが原則とされている。(β=対全国平均)</u></p> <p><u>平成30年度から令和5年度の納付金算定では、所得係数(β)は原則のとおり対全国平均としていた。</u></p> <p><u>令和6年度から保険料水準の統一までの間は、低所得世帯の負担を軽減する観点から、経過措置として県独自の所得係数($\beta'=1$)とする。</u></p>	

② 市町意見照会

国民健康保険法第82条の2第6項の規定に基づき、各市町に第2期香川県国民健康保険運営方針(素案)の策定に係る意見の照会を行ったところ、全市町長から意見なしとの回答がありました。

③ パブリック・コメント

令和5年9月27日から令和5年10月26日までの1カ月間、第2期香川県国民健康保険運営方針(素案)についてパブリック・コメント(意見公募)を実施しております。現在のところ寄せられた御意見はありません。

パブリック・コメントの締め切り(10月26日消印有効)までに御意見が寄せられた場合は、10月30日頃に委員の皆様へ追加資料を別途お送りいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。パブリック・コメントの御意見が無かった場合も、委員の皆様へその旨を御連絡いたします。

④ その他の主な修正箇所は次のとおりです。

修正した項目	ページ
修正した内容	
概要	資料 2
<p>・運営方針の目次にあわせて、概要の項目を修正した。</p> <p>【修正前】 3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその平準化 【修正後】 3 市町の保険料の標準的な算定方法及びその<u>水準</u>の平準化</p> <p>【修正前】 4-2 資格確認の適正な実施 【修正後】 4-2 資格<u>管理</u>の適正な実施</p>	
2 国民健康保険の医療費、財政の見通し (6) 国民健康保険の財政状況 ② 市町国民健康保険特別会計の決算収支状況	資料 3 7 ページ
<p>・表 4 の区分名（「収入額 (A)」、「支出額 (B)」）に表 4 の下段の注釈を修正した。</p> <p>【修正前】「収入<u>総額</u> (A)」 【修正後】「収入額 (A)」 【修正前】「支出<u>総額</u> (B)」 【修正後】「支出額 (B)」</p>	
3 市町の保険料の標準的な算定方法に関する事項 (1) 現状 ① 賦課限度額と賦課割合	資料 3 9 ページ
<p>・最新の数値（令和 4 年度）に更新した。</p> <p>【修正前】 令和 3 年度の県全体の賦課割合は、52:48 【修正後】 令和 4 年度の県全体の賦課割合は、52:48</p>	
4 保険料の徴収の適正な実施に関する事項 (2) 収納対策の実施状況等 ② 滞納世帯数・割合	資料 3 13 ページ
<p>・表 6、7 は各年 6 月 1 日現在の数値であるため、年度から年に文章を修正した。</p> <p>【修正前】 平成 30 年度以降減少傾向にあったが 【修正後】 平成 30 年以降減少傾向にあったが</p> <p>【修正前】 令和 4 年度は 11.5%となった。 【修正後】 令和 4 年は 11.5%となった。</p>	
8 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項 (2) 後期高齢者医療制度と一体的に取り組む保健事業	資料 3 22 ページ
<p>・制度の名称「後期高齢者医療制度」に修正した。</p> <p>【修正前】 後期高齢者の保健事業 【修正後】 後期高齢者<u>医療制度</u>の保健事業</p>	